

島牧村社会福祉協議会特定個人情報取扱規程

平成28年3月28日 制

定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人島牧村社会福祉協議会（以下「本会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めたものをいう。

(5) 個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(8) 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(9) 個人番号利用事務実地者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(10) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(11) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月居以内のいずれの日においても5,000を超えないもの以外の者をいう。

(12) 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実地者又は個人番号利用事務実地者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

(13) 特定個人情報の取扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、開示、訂正、利用停止、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は、事務局規程第4条に定める職員に適用する。

2 本規程は、本会が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

(特定個人情報基本方針)

第4条 本会における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

- (1) 関係法令・ガイドライン等の
- (2) 特定個人情報の本会体制に関する事項
- (3) 特定個人情報の利用目的
- (4) 特定個人情報の完全管理措置に関する事項
- (5) 問い合わせに関する事項

2 基本方針は、職員に周知するものとする。

第2章 管 理 体 制

(個人番号を取り扱う事務範囲)

第5条 本会において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務	給与所得に係る源泉徴収票作成事務
	住民税に関する届出事務
	雇用保険の届出事務
	健康保険・厚生年金保険の届出事務
職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民保険の第3行被保険者の届出事務
職員以外の個人番号に係る個人番号事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(特定個人情報保護責任者)

第6条 本会は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護責任者をおくものとし、その責任者は、事務局長とする。

2 特定個人情報責任者は、次の各号に掲げる事項その他、本会における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

- (1) 本規程第4条に規定する基本方針の策定、職員への周知、一般への公表
- (2) 本規程に基づき特定個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認
- (3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進
- (4) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- (5) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当者)

第7条 本会における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者を明確にするものとする。

- 2 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。
 - (1) 取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）を含む。）は、当該部門において安全に管理する。
 - (2) 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。
 - (3) 職員等の特定個人情報等を取扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、職員等に交付する。
- 3 事務担当者は特定個人情報等を取扱う機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

(取扱区域)

第8条 本会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にする。

2 取扱区域とは、事務局事務所内とし、窃盗等を防止するため座席配置等による安全管理を講ずることとする。

(職員の教育)

第9条 本会は、職員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第10条 本会は、事務取扱担当者が特定個人情報等を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第11条 特定個人情報保護責任者は、本会における特定個人情報等の取扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

(体制の見直し)

第12条 本会は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第13条 本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第14条 本会は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実地者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第15条 本会は、本院又は代理人からの個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(本人確認書類の保存)

第16条 提出された本院確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(個人番号の利用)

第17条 本会は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2 人の生命、身体又は財産のために必要がある場合であって、本人の同意があり、

又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本会が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条 本会は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

2 特定個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで適切に保存する。

第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第19条 本会は、第5条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁器媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。

(2) 特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネット等に保管する。

(3) 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保存し、当該パスワードを適切に保管する。

(4) 特定個人情報等を含む書類であって、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。

3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報を法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(情報システムの管理)

第20条 本会で使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

(1) 特定個人情報保護責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者限定する。

(2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。

(3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する

ため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

(4) 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報等の持出し等)

第21条 本会において保有する特定個人情報等の持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

(1) 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部からの容易に閲覧されないように封筒に入れる等の措置を講じる。

(2) 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。

(3) 特定個人情報ファイルを磁器媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第22条 本会にて保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本会で保有している特定個人情報等を提供することができる。

(開示、訂正)

第23条 本会にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第24条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 廃棄、消去

(特定個人情報等の廃棄、消去)

第25条 本会は第19条第1項に規定する保管機関を経過した書類等について、次

のとおり速やかに廃棄する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- (2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- (3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

第7章 その他

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報等の取扱い)
第27条 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者においても、保有する特定個人情報等について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に特段の定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律における個人情報の保護措置に関する規定及び主務大臣のガイドライン等に基づき、適切に取り扱うものとする。

(所管官庁等への報告)

第28条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、適切かつ迅速に対応するために体制を整備する。また、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁等に報告する。

(罰則)

第29条 本会は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の職員に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

附 則

- 1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。